

(第一類 第二号)

第一回國會 衆議院 治安及び地方制度委員會會議錄第十一号

(二九五)

昭和二十二年八月二十五日(月曜日)

午後一時十三分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

委員 荒野 中島 茂喜君

委員 川橋 治郎君 藤松 頼三君

委員 大石 三三君 笠原 貞造君

委員 久保田 鶴松君 松澤 兼人君

委員 松谷 天光君 佐藤 通吉君

委員 千賀 康治君 大野 伴隆君

委員 大内 一郎君 渡邊 良夫君

委員 外崎 千代吉君

出席政府委員

内務事務官 久山 秀雄君

委員外の出席者

内務事務官 原 文兵衛君

八月二十三日

大阪市特別市制問題に関する陳情書(大阪府會議長廣瀬勝)(第六六號)

五大都市特別市制の實現に関する陳情書(京都市長神戶正雄外九名)(第六九號)

地方職員との給與に関する大藏省憲反對の陳情書(全國公共團體職員労働組合連合會執行委員長占部秀男外一名)(第七〇號)

引揚者職災者職死者遺族等救済の陳情書(静岡縣伊東町相原日本社會黨支部町會議員河野仁)(第七八號)

京都市特別市制實施反對に関する陳情書外七件(京都府加佐郡河守町協議會外七名)(第七九號)

京都市特別市制實施反對に関する陳情書外七件(京都府相木郡笠置町協議會外七名)(第一〇八號)

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議錄 第十一号 昭和二十二年八月二十五日

神戸市特別市制實施促進に関する陳情書(神戸市會議長中野大門)(第一二二號)

大阪市特別市制實施促進に関する陳情書(大阪特別市制實施促進東成區民大會)(第一二三號)

京都市特別市制實施反對に関する陳情書外一件(京都府綾喜郡村協議會綾喜郡三山木村長森熊三)(第一二三號)

本日會議に付した事件

道路交通取締法案(内閣提出)(第四〇號)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度委員會を開會いたします。

日程にはいる前にちよつと御報告事項がございます。去る二十二日日本委員會議場一致の要望によりまして、總理大臣に進言した事について御報告申し上げます。それは北海道總合開發調查會に関する件でございますが、その進言書を御参考に御報告申し上げます。

進言書

八萬餘方キロの面積、七十萬町の未開地、二十餘億石の山林、百億トンの埋藏石炭及びその他各種礦物、六億貫の水産收穫の前途、牛馬各百萬頭を飼育し得る容力、將來一千五百萬以上の人口を包容し得る大富源地でありながら、人口僅々三百七十萬にすぎない新日本再建のホープを、ただ單に既開各府縣と同一の方

式によつて、これを開發せんとする事が不適當なのは自明の理と思ふ。すべからず國策的の見地から總合的調査によつて五箇年か七箇年の計畫を立て、もつて新日本再建に役立ちしむべきである。そのために關係各省代表、衆參兩院代表、學識経験者代表等四、五十名をもつて「北海道總合開發調査會」を設置して計畫の範圍を示し、各省をしてこれを施行せしめ、そしてその事業の遂行は主として北海道廳を當らしむべきである。當常任委員會滿場の要望により敢てこれを政府に進言する。

昭和二十二年八月二十三日

衆議院治安及地方制度常任委員會委員長 坂東幸太郎

内閣總理大臣 片山哲殿

これを内閣の馬場事務官をして總理大臣に手交せしめました。以上御報告申し上げます。

それでは日程にはいります。本日の日程は、順序を變更しまして、道路交通取締法案であります。この前政府の説明を終りましたから、今日は質疑であります。佐藤君に發言を許します。

○佐藤(通)委員 道路交通取締法案は、從來施行されておつたところの道路取締令、自動車取締令、警察取締規則、こういう取締規則を廢止して、それに代る法案だと思ふのであります。が、この法案の内容で、今まで施行されてきたところの規則の内容を全部包

合して、十分の取締効果をあげるかどうか。これについてお伺いしたいと思ふのであります。いろいろ細部の點について命令でもつて規定するということを書いておられますが、これは大體の基準的な關係だけを示して、詳細の點は全部命令によつて、規定される御方針でございますか。

○久山政府委員 いろいろそういう點について御質疑がすいぶんおありだろふと思ひますので、もしお許しをいただきますれば、簡単に、たとえばどういふふうなことをこの命令で確實にしておるかというふうなことを大體御説明申し上げますと、そういう點についてよく了解がいくのではないかと。かように考へるのであります。もしお許しがありますれば、一應簡単に、殊に命令によつてということはどういうことを考へておるかということをお説明申し上げます。かようにお許しをいたします。

○佐藤(通)委員 一應具體的な點をお聞きしたいと思います。

○原說明員 それでは私から各條について簡単に御説明いたします。第一條の目的であります。特に「危険防止及びその他の交通安全」と書きましたのは、たとえば道路の決壊等の場合において、全然交通を禁止するということのような場合が生じますので、ただ単に交通安全というよりも、その他の危険防止ということが含まれますので、特に危険防止及びその他の交通安全と、危険防止の制限を加えたわけでありませう。

第二條はこの法律における用語の意義なのであります。問題となりそうな點を簡単に申し上げます。道路とは道路法によるいわゆる國道、府縣道、市町村道。自動車とは自動車事業法によつて認可された自動車道。一般交通の用に供するその他の場所と申すのは、ただいま申し上げました以外の舗道とか、あるいは廣場とか公園とか、いづれにしても交通の用に供する通路、場所、すべてを含むのであります。第三項はこの通りであります。「車馬とは、牛馬及び諸車をいう。牛馬とは、交通運輸に使役する家畜をい、諸車とは、人力、畜力その他の動力により運轉する軌道車又は小兒車以外の車をいう。」この諸車の中には、自動車、自轉車、人力車、馬車、荷車等すべての車を含みます。ただ軌道車及び小兒車だけを除外してあるのであります。ここにいう小兒車とは、乳母車、小兒三輪車の類であります。積雪地におけるそりはこれを諸車とみなしておきます。諸車の中で特に自動車を取出して定義したのは、自動車について特別な規則が大分出でまいりますので、特別に自動車を取出したわけでありませう。「道路において、原動機を用い、軌道又は架線によらないで運轉する諸車」を自動車といひます。「軌道車とは、道路において、軌道又は架線により運轉する車をいう。」軌道により運轉するのは、いわゆる市内電車、架線によるのは架空式の無軌道電車、京都市の一部に走つておるあ

七五

(133)

いふものを指すのであります。

第三條は左側通行の原則であります。

第四條は、「歩道と車道の区別のある道路においては、歩行者又は車馬は、その區別に従つて通行しなければならぬ。」但し行列は車道を通過してはよいといふこととしてあります。

第五條、道路を通行する歩行者、車馬または軌道車は、信號機、道路標識もしくは區畫線の表示または警察官吏の指示に従わなければならない、これらについては命令をもつて定めることとしてあります。すなわち、信號機の赤の時に止まるとか、青の時に發進するとか、あるいは、交叉點で一時ストップのときは停止線まで止まらなければならないといふような點、それから、區畫線といふものは、いわゆる横断歩道の區畫線であるとか、安全地帯の區畫線であるとか、あるいは駐車場の區畫線であるとか、線をもつて區畫するその區畫線であります。そのほか、警察官吏の指示に従わなければならない、その警察官吏の指示の方法、手信號の方法等を命令によつて定めたい、といふふうに考へておられます。

第二項「信號機、道路標識及び區畫線

の意義、設置及び管理について必要な事項は、命令でこれを定める。」たゞいま申し上げましたようなことの以外に、これらの意義及び設置管理の方法についての具體的な事項は命令に譲りたい。こういうふうに考へておられます。

第六條は「都道府縣知事東京府に於ては警視總監以下同じ。）は、危険防止及びその他の交通の安全のため必要があるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。」たとへば、先ほど申したような道路決壊のような場合において、道路の通行を全面的に禁止するとか、あるいは歩行者だけの通行を許可し、そのほかの諸車の通行を制限するとかいふようなことが出来ます。交通頻繁な道路におきましてある種の諸車の通行を制限する、たとへば銀座通りにおいて何時か

ら何時までは自轉車、馬車等は通過してはならないといふような制限、これら

て、府縣知事の禁止または制限になるわけでありませう。それまでの間の緊急の事態に處するのための一時的な制限を警察官吏に與えたといふわけでありませう。

第七條、これは車馬または軌道車の操縦者の無謀な操縦を限定していくといふことでありませう。この第七條にいう無謀な操縦とは、次の五つの項目に分けて書いてあるような、これを指して無謀な操縦といふのであります。第一に「構造及び装置における重大な故障その他の事由により安全に操縦できない車馬を操縦すること。」これは、車輛検査を受けておつても、たとへばブレーキが故障してきかないとか、ライトがつかないとかいふような重大な故障があり、従つて安全に操縦できない、そういう車馬をあえて操縦した場合には、これを無謀操縦といひます。第二は「法令に定められた運轉の資格を有しない者又は軌道車を運轉すること。」これは、自動車の運轉、軌道車の運轉手については、自動車につきましてもこの法律によりまして、軌道車につきましても改正さるべき軌道法によつて運轉の資格をきめられるわけでありませう。その他の輕車輛、自轉車、馬車等については現在のところ運轉の資格といふことは考へておられません。これらの運轉の資格をもたないで、すなわち自動車の無免許運轉等を指すのであります。第三は「前號のほかに、酒に酔つぱらつて、これは酒氣を帯びておる程度ではなく、酩酊して正常な運轉ができないおそれがあるにかかわらず、諸車または軌道車を運轉すること。第四は「たゞな、ハンドルその他の装置による安全な操縦に必要な操

作を怠つて車馬又は軌道車を操縦すること。」ハンドルを開放して自轉車に乗つたり、たゞなを全然使わないうて馬に乗りまわす、あるいはハンドルを手にしないで自動車や運轉するといふような場合を指してあります。五番目は「法令に定められた最高速度の制限を超過し又は他の交通に對し不當に迷惑を及ぼすような方法で、諸車又は軌道車を運轉すること。」すなわちスピード違反、あるいは蛇行と申しますか、道路をこまごまと蛇がのたぐるやうに、他の諸車に不當な迷惑を及ぼすやうな方法で運轉すること、以上の五つを無謀操縦として、特に重罰を加へておるわけでありませう。

第三項は、これらの無謀操縦の場合のうち特に第一號ないし第三號の場合においては、警察官吏は危険防止のため特に必要があるときは一時その車馬または軌道車の操縦を停止することが出来る。ブレーキの全然きかない自動車や運轉しておるのを警察官吏が認め止めた場合において、爾後その運轉を續けさせることは非常に危険でありますので、そういう場合において、牽引する他の自動車がかかるまでの間、その自動車の操縦を停止せしめるという權限を與へる必要がありませうので、この第三項が設けられておるのであります。

第八條は、最高速度は命令によつて定めますが、その最高速度をいつでも出してよいかといふと、たとへば自動車について、時速五十キロと最高速度をきめましても、銀座通りとか、あるいは新宿の通りとかいふやうな混雑の場所、當に五十キロで飛ばしておつてよいかといふと、そういうものでな

いので、その最高速度の範圍内で、道路、交通及び積載物の状況に應じて、公衆に危害を及ぼさないやうな速度と方法で操縦するといふことを、操縦者の義務として課しておるわけでありませう。なおこのほかに第八條の御二項にありませうに、車馬の操縦者の操縦上遵守すべき事項については、命令で細かい點を定めたいと思つておられます。これは無謀操縦といふほどの重いものではありませうので、命令に委任したのであります。大體定めようと思つておられますのは、たとへば自動車の運轉手が喫煙をしながら運轉しないことであるとか、あるいは自動車

が夜間相互に行き違ふ場合においては、ライト、前照燈の照射方向を下方にするとか、あるいは自動車や警備機を濫用してはならないとか、そういうやうなことを命令で定めたいと思つておるのであります。

第九條は運轉免許の規定で、自動車を運轉しようと思ふ者は、都道府縣知事の運轉免許を受け、かつ、運轉免許證を携帯しておる者でなければならぬ。運轉免許證は都道府縣に委任するわけでありませう。第二項は都道府縣知事は定期または臨時に運轉免許證について検査をすることでありませう。これは毎年一回とか、五年に一回とか定期のほかに、臨時に運轉免許證の検査をするといふことでありませう。この検査がありませうと、運轉免許證の整理がなかく困難なのであります。第三項は「運轉免許を受けた者が不具慶疾者となり、又は故意過失により交通事故を起したときその他特別の事由」といふのは、この法律に違反するやうなことがたび重なつたといふやうな場合に

いふのは、この法律に違反するやうなことがたび重なつたといふやうな場合に

おいて、運轉免許を取消すことができるといふのであります。なお「又は必要な處分をすることができ」といふのは、運轉免許を取消し、または停止する。免許を停止しておいて、その停止期間に特定の、あるいは府縣知事が指定したところの自動車學校等にはいつて實際の講習を受けなければいかならぬといふような必要な處分をすることができるといふことになっております。第四項は、この運轉免許は府縣で受けますと、その運轉免許の効力は全都道府縣に及ぶ。ある都道府縣で取消しますと、その効力も全都道府縣に及ぶ。第六項は、「運轉免許を受けた者は、重ねて同種の運轉免許を受けることができない。」これは兩方とも關係する條文であります。たとへば神奈川県で運轉免許を受けた者は、その運轉免許が有効期間中は、他の府縣、あるいは警視廳なり千葉縣で運轉免許を受けてはいかぬといふことでもあります。またその運轉免許については神奈川県で運轉免許を取消された者は、警視廳においても、あるいは千葉縣の管内においても運轉免許のない者でありますから、運轉してはならない、こういうことでもあります。なお最後の項の「運轉免許に關して必要な事項は、命令でこれを定める」といふのは、自動車取締令にあるりますところの運轉免許の手續であるとか、試験であるとか、そういう細かい點につきましては命令に譲りたい。しかもその命令は、大體現在の自動車取締令をそのまま採用したいと考えております。第十條、「自動車の最高速度は、命令でこれを定める。」最高速度といふものはやはり自動車の發達、道路の發達に應じて時々變更せらるべき

ものでありますので、命令で定めることが適當と考へるのであります。なお都道府縣知事はその最高速度の範圍内においても、道路あるいは區域、あるいは時間を限つてさらに自動車の最高速度の制限を定めることができる。たとへば一般的に自動車の最高速度を時速五十キロとしたとしても、特に東京都の區部においては、三十五キロでなければいかならぬといふような制限をすることができるといふことでもあります。次は緊急自動車のことであります。消防自動車、救急自動車、その他主務大臣の定むる自動車を緊急自動車と稱し、これらの自動車については、第一項の最高速度を超えた最高速度に制限を定めることができる。現在主務大臣の定める自動車としては、このほかには現在のところでは直ちに利用するものとは考へられませんが、いまま少ししますと自動車の發達に應じて、あるいはアメリカあたりで使つてゐるような犯人逮捕用の警察自動車であるとか、あるいは火災の場合に現狀における電線を切斷するような作業用緊急作業自動車であるとか、そういうものが考へられております。なお自動車道につきましては自動車専用道路でありますので、「第一項乃至前項の規定にかかわらず、最高速度の制限を定めることができる」といふ規定を置きまして、自動車道における自動車に對して特種を與えていくというわけでありませぬ。

第十一條は「道路を通行する車馬は、命令の定めるところにより、燈火をつけなければならない。」この燈火をつけるのつけるは附設する方ではありませぬ。點燈の方であります。やはり

命令の定めるところによつて點燈しなければならぬといふ意味でありませぬ。その點燈の仕方命令に譲つておるわけでありませぬ。

第十二條は「車馬は、他の交通を妨害する虞のある場合においては併進し又は後退し若しくは轉回してはならない。」狭い道路で二臺、三臺と並んで通るのには困るのであります。また非常に混雑な場所ですらに後退されるとか、あるいは轉回されるとか、今まで行つておつた道路をぐつとまわつて逆な方向に引返されるということも困りますので、こういう規定を置いてあるわけでありませぬ。

第十三條は「道路における車馬の追従又は追越については必要な事項は、命令でこれを定める。」追従は前の自動車のあとに自動車がついていくといふ場合であります。この場合に何メートル距離を置いていなければならぬか、あるいは追越しの場合には、自動車自身が自動車を追いつく場合、あるいは自動車自身が諸車、荷車を追いつく場合には右側を追い越さなければならぬ。あるいは軌道車、市内電車を追いつく場合には左側を追い越さなければならぬといふような、こまかい規定を命令で定めるといふように考へております。

第十四條は左折、右折の方法であります。左折の場合には道路の左側において徐行する。右折の場合には交差点の中心の外側をまわつて徐行する。現在東京都内では各市とも同様であります。が、交差点をよくごらんになると、左折右折の方法をそのまま採用してあるわけでありませぬ。次は踏切を通過する場合であります。

「車馬は、鐵道又は軌道の踏切を通過しようとするときは、安全かどうかを確認するため、一時停車しなればならない。但し、信號機の表示、警察官吏又は信號人の指示その他の事由により安全であることを確認したときは、この限りでない。」ここに言ふ踏切とは、いわゆる鐵道あるいは専用軌道の踏切でありまして、道路上の市内電車の線路を横切る場合には踏切とは考へておりませぬ。その場合に一時停車をする。但し信號によつて踏切に遮斷機があつて遮斷するとか、その他警察官吏がおりまして特に指示をすることか、あるいは安全であることか、あるいは安全であることか、必ずしも一時停車しなくてもよいといふことでもあります。

第十六條は車馬及び軌道車相互の間の通行についての順位を置いてあります。その順位が第一が緊急自動車、第二が緊急自動車以外の自動車及び軌道車、三番目が自動車以外の車馬であります。これは結局は道を譲ることにつきまして必要な規定なのであります。すなわち自轉車あるいは荷車は三番目の順位にありませぬから、二番目の順位にある自動車に、その自動車が接近した場合には、左に避讓してその道を譲らなければならぬ。そのためにはこの規定が設けられてるのであります。なお緊急自動車等につきましては、塗色、警音機、燈火等について必要な事項は命令でこれを定める。これ

はたとへば消防自動車は赤く塗るとか、救急自動車は白く塗るとか、あるいはサイレンをつけさせるとか、夜間特別な赤い燈火をつけさせるとか、いふようなことでもあります。これを命令にしてあります。

第十七條は交叉點にはいりうとする車馬または軌道車のはいりう方でありませぬ。

第十八條は狭い道路から廣い道路にはいりうとするところの車馬または自動車のはいりう方でありませぬ。いづれも大した御説明の必要はないと存じます。

第十九條は緊急自動車に對するところの、その他の車馬または軌道車の避讓といひます。進路を譲る規定でありまして、交叉點の附近において緊急自動車に接近したときには、軌道車は交叉點を避けて一時停止する。また車馬は交叉點を避けて左側に停車して、これに進路を譲らなければならぬといふことになっております。なお緊急自動車につきましては、たとへば消防自動車に火災の現場に行く場合など、特に緊急を要する場合には、ゴッス、ストップのストップの表示のある場合でも徐行しながら通過してよろしいといふ規定であります。

第二十條で、車馬または軌道車の徐行すべき場合について必要な事項は、命令に譲つてあります。見送りのきかない曲り角であるとか、難沓の場所であるとか、トンネルの中であるとか、小學校の前であるとか、こういうようなところを通行する場合には徐行義務を課したいと思ひますが、こゝろ細かい點は命令に譲つてあるのであります。

第二十一條は、停車または駐車を禁止する場所、その他停車または駐車に必要な事項は命令に譲つてあります。たとへば交叉點において、あるいは横斷歩道の上面において、停車したり駐車を

禁止する場所、その他停車または駐車に必要な事項は命令に譲つてあります。たとへば交叉點において、あるいは横斷歩道の上面において、停車したり駐車を

禁止する場所、その他停車または駐車に必要な事項は命令に譲つてあります。たとへば交叉點において、あるいは横斷歩道の上面において、停車したり駐車を

禁止する場所、その他停車または駐車に必要な事項は命令に譲つてあります。たとへば交叉點において、あるいは横斷歩道の上面において、停車したり駐車を

禁止する場所、その他停車または駐車に必要な事項は命令に譲つてあります。たとへば交叉點において、あるいは横斷歩道の上面において、停車したり駐車を

禁止する場所、その他停車または駐車に必要な事項は命令に譲つてあります。たとへば交叉點において、あるいは横斷歩道の上面において、停車したり駐車を

禁止する場所、その他停車または駐車に必要な事項は命令に譲つてあります。たとへば交叉點において、あるいは横斷歩道の上面において、停車したり駐車を

してはいけない。あるいは交叉點曲り角から何メートル以内においては駐車をしてはいけない。あるいはトンネルの中、橋の上においては駐車をしてはいけないというより、そういう停車駐車を禁止する場所、その他停車または駐車の方法、たとえば駐車する場合には、道路の左側の端に進行方向に向つて駐車しなければならぬとか、あるいは夜間は駐車標をつけないければならぬ。あるいはブレーキをかけておかなければならぬ。牛馬車であれば、これを確實につないでおかなければならぬ。そういうような駐車、停車の方法、こゝろの事項を命令に譲つてあります。なお第二項で都道府県知事は、駐車の時間または場所について必要な制限を定めることができる権限を興えておられます。これは交通頻繁な場所の、特に交通頻繁な時刻については、そこに駐車をしてはならぬというようなこと、たとえば丸の内附近においては何時から何時までは一定の場所以外は所へ駐車をしてはいけない、あるいは銀座通りにおいては駐車をしてはいけないとかいうような、必要な制限を定めることができるというのを府縣知事に授權しています。

次に二十二條は、發進、左折、右折、除行、停止もしくは後退、こゝろの場合、あるいは後の車馬に追い越させようとする場合に、手、方向指示器、そのほかの方法で合圖をしなければならぬ。その合圖について必要な事項は命令に譲つてあります。たとえば左折の場合には左手を左方に水平に出すとか、あるいは除行の場合には、左手でも右手でもよろしいが、車體外に斜め下に出すとか、あるいは後の車に追い

越させようという場合には、水平に手を外に出して前後に振るとかいうような規定を命令に譲りたい。こゝろに思つてゐるのであります。

第二十三條は諸車の乗車、積載または牽引の制限、これは視野を妨げるような積み方をしてはいけないとか、あまり長大な交通上危険のあるような物件を積んだり、あるいは牽引してはならぬとか、あるいは乗車の定員とかいうようなことを命令に委任するのであります。大體現行自動車取締令の六十三條、七十一條、道路取締令の十三條、十六條を採用したいと思つておられます。なお警察官吏が諸車の乗車、積載、そのほか牽引について、特に交通危険防止上必要があると認めたとときは、一時運轉を停止して必要な處置をとらせることができるという権限を興えています。

次は第三章雜則であります。第二十四條、車馬の交通によつて人を殺傷したり、あるいは物の損壞があつた場合には、その操縦者または乗務員その他の従業者は、被害者の救護その他必要な措置を講じなければならぬ、という規定を特におきまして、これに對する違反に對して重い罰則を科してあります。被害者の救助その他必要な措置と

いうのは、警察官吏への申告等であり、前項の場合において、乗つていたお客さんであるとか、あるいは主人であるとかいふ者が、操縦者がその措置を講ずるのを妨害してはならない、というのが第二項の規定であります。

第二十五條は、道路において、交通の妨害となりまたは交通の危険を生ぜしめるような行為で、命令で定めるものは、これをしてはならない。命令で

定めるべく豫定いたしますのは、略町徘徊するとか、あるいは道路上でもつて投石、投球、野球をやるとか、あるいは自動車に乗つてゐる者が自動車の後につかまつて自動車にひつぱられて行くとか、あるいは市内電車の手體外にぶら下るとか、あるいは道路上で兒童、幼児を保護者なしに遊ばしておくとかいうような、そういう危険を生ぜしめるような行為を命令で禁止することをしたい。こゝろに思つてゐます。

第二十六條は「左の各號の一に該當する者は、命令の定めるところにより、警察署長の許可を受けなければならぬ。」として、「一、道路において工事又は作業をしようとする者、二、道路に碑表、廣告板、餉格等を設置しようとする者、三、道路に露店、屋臺店等を出しようとする者、四、道路において都道府縣知事の定める行為をしようとする者」となつておられます。その「命令の定めるところ」といふのは、申請の様式とか申請先とかいふ手續きを命令で定めたいというわけであり、なおこれにつきましては道路管理者の許可があれば警察署長の許可はいらぬ。二重許可にしないで、道路管理者の許可があれば警察署長の許可はいらぬ、というように命令で規定しておられます。こゝろに道路管理者と警察署長の間は内部的な連絡をとらせ

るべく考へておられます。第二項は「前項の許可に關し、危険防止及びその他交通の安全のために必要な措置を命ずることができる」ということであります。第三項は、道路上ではありませぬが、「沿道の土地における工作物その他の施設及び物件が道路における交通に著しい危険を生ぜしめる虞がある場

合においては、その占有者に對し、その危険の防除のために必要な措置を命ずることができる。」たとえば沿道における樹木が非常に道路の方に枝が延びてきて見透しを妨げるといふような場合には、その枝の取拂いを命ずるといふようなことがあります。

第四章は大體今まで申し上げましたことと對しする罰則であります。ただ第二十七條は「みだりに信號機を操作し、若しくは道路標識を移轉し、」といふようなことに對して、今までこの條項が出ておりませぬが、こゝろに規定してあるものであります。第二十七條に規定してあるものであります。こゝろにあるみだりに信號機を操作し、あるいは道路標識を移轉する、あるいは損壞するといふことはそれによつて必ずしも實害が生じなくても、危険が生ずればすでにこの罰則は適用になるのであります。以下は全部ただいま申し上げましたようないろ／＼な義務違反に對するところの罰則であります。簡單に各條について御説明申し上げます。○大石(ヨ)委員 ちよつとお尋ねいたしますが、日本では左側通行でございますが、ヨーロッパ、アメリカ等におきましてはおおむね右側通行をしております。日本では何がゆゑに左側通行をお選びになつたか、その理由、それから私もアメリカに三年おりました。が、アメリカの交通は全部右側でございます。それで今後向うからいへば、トナック、ジープその他の自動車が入り込まれることと思つて、こゝろに日本は左側でございますと、あのハンドルを反對の方に向けてくちやな

りませぬ。そういうような不便なことをしなくとも、向うのものが輸入になつたら直ちに使えるように右側通行をなさるお考えはございませぬでしょうか。世界各國到るところ右側通行をいたしております。にもかかわらざわが日本の國は何がゆゑに左側通行を實施しなくちやならないか、その理由を私はつきりお聴きしたいと思つております。○久山政府委員 日本がどうして左側通行をとりつてゐるか、そういうことに至りました根本の理由はよくわかりませぬが、從來左側を通行するといふ建前のものと、いろ／＼の道路上の信號とか、あるいは道路標識とか、いろ／＼の電車、自動車の構造がすべて左側通行を建前にしてきておられます。關係上、實は米國では右側である、ちよつちよつとヨーロッパ、英國あたりでは左側でありまして、日本と同じように左側を通行しているといふようなことで、世界各國をめぐらして、いろいろの理由であります。これはどちらでもよいのであります。が、どちらか一方にきまつてさへおればその國としての交通の安全上はよいのであります。いろ／＼の理由で右とか左とかきまつてゐるのであります。今お話のように、アメリカと特にこれからこゝろいつたような方面における關係が非常に深いといふような面から申し上げますれば、今大石さんのお話のように右といふことの方がその面からは非常に便利である。實は進駐軍の方からも昨年でありましたか、そういう話もありまして、いろ／＼日本側において調査研究をいたしたのであります。が、何ぶんすべてが左側で線路の敷き方なり、電車のボールの敷き方なり、信號器なり、そのほか全部左側でものができておりますから、今これを

しなくとも、向うのものが輸入になつたら直ちに使えるように右側通行をなさるお考えはございませぬでしょうか。世界各國到るところ右側通行をいたしております。にもかかわらざわが日本の國は何がゆゑに左側通行を實施しなくちやならないか、その理由を私はつきりお聴きしたいと思つております。○久山政府委員 日本がどうして左側通行をとりつてゐるか、そういうことに至りました根本の理由はよくわかりませぬが、從來左側を通行するといふ建前のものと、いろ／＼の道路上の信號とか、あるいは道路標識とか、いろ／＼の電車、自動車の構造がすべて左側通行を建前にしてきておられます。關係上、實は米國では右側である、ちよつちよつとヨーロッパ、英國あたりでは左側でありまして、日本と同じように左側を通行しているといふようなことで、世界各國をめぐらして、いろいろの理由であります。これはどちらでもよいのであります。が、どちらか一方にきまつてさへおればその國としての交通の安全上はよいのであります。いろ／＼の理由で右とか左とかきまつてゐるのであります。今お話のように、アメリカと特にこれからこゝろいつたような方面における關係が非常に深いといふような面から申し上げますれば、今大石さんのお話のように右といふことの方がその面からは非常に便利である。實は進駐軍の方からも昨年でありましたか、そういう話もありまして、いろ／＼日本側において調査研究をいたしたのであります。が、何ぶんすべてが左側で線路の敷き方なり、電車のボールの敷き方なり、信號器なり、そのほか全部左側でものができておりますから、今これを

しなくとも、向うのものが輸入になつたら直ちに使えるように右側通行をなさるお考えはございませぬでしょうか。世界各國到るところ右側通行をいたしております。にもかかわらざわが日本の國は何がゆゑに左側通行を實施しなくちやならないか、その理由を私はつきりお聴きしたいと思つております。○久山政府委員 日本がどうして左側通行をとりつてゐるか、そういうことに至りました根本の理由はよくわかりませぬが、從來左側を通行するといふ建前のものと、いろ／＼の道路上の信號とか、あるいは道路標識とか、いろ／＼の電車、自動車の構造がすべて左側通行を建前にしてきておられます。關係上、實は米國では右側である、ちよつちよつとヨーロッパ、英國あたりでは左側でありまして、日本と同じように左側を通行しているといふようなことで、世界各國をめぐらして、いろいろの理由であります。これはどちらでもよいのであります。が、どちらか一方にきまつてさへおればその國としての交通の安全上はよいのであります。いろ／＼の理由で右とか左とかきまつてゐるのであります。今お話のように、アメリカと特にこれからこゝろいつたような方面における關係が非常に深いといふような面から申し上げますれば、今大石さんのお話のように右といふことの方がその面からは非常に便利である。實は進駐軍の方からも昨年でありましたか、そういう話もありまして、いろ／＼日本側において調査研究をいたしたのであります。が、何ぶんすべてが左側で線路の敷き方なり、電車のボールの敷き方なり、信號器なり、そのほか全部左側でものができておりますから、今これを

右側に變更することは、物質的な損害と
いふか、非常な費用がわかりまして、
こういふ龐大なことはやれないとい
うこと、實は進駐軍に對しても、現在
を維持するといふことで了解を願つ
て、現在までさういふようにやつてお
るといふ關係がありますので、差當つ
て今考えなければならぬ點としては、
將來はどういふふうになりますか、現
在の道路のそういう方面の實狀から申
しますと當分は左側でまいらなければ
ば、さういふことをするだけの實力、
餘裕がとつていないという狀況であり
まして、さういふことが主な理由でこ
の際特に右側に改めることとなくいき
たいと考えております。

○佐藤(通)委員 いろく條文の内容
について具體的な検討を加えていけ
ば、どうかと思ふ點が二三あります
が、私が警察官廳の一幹部をしていた
過去の経験から、この取締りをいかに
するかといふ問題を中心として考へる
と、やはり現場中心でいかなければな
らぬのではないかと考へておられま
す。たとへば、とつさの場合に警察署
長が、直ちに職務の權限において取締
を現實にやつていくといふことは、實
際には署長がやるのではなく、現場にお
る警察官がやるのでありますから、そ
ういふことをはつきり法規の上から考
へておいた方がよいのではないかと考
えておつたのであります。たとへば九條
三項に「都道府縣知事は、運轉免許を
受けた者が不具發疾者となり、又は故
意過失により」云々といふ規定があり
ますか、この場合、取締の立場から言
うならば、一瞬といへども運轉するこ
とができないといふように、現實に取
締を徹底するようにしていかなければ

ならない。さうでなければこれが故
意、過失によつて事故を起したかどう
かといふことを認定して、免狀を取消
して、それから運轉ができないとい
ふことになる、その間の時間的關係は
相當長くかかると思ひます。これは立
法技術に多少關係がありますが、緊急
の場合には、現場の警察官吏が臨機
處置をとるといふ意味の條文を入れる
方がよいのではないかと考へます。そ
れから從來非常に疑問に思つていたこ
とは、警察官吏とは何をさすのか。も
ちろん司法警察の觀念では司法警察官、
司法警察吏といふのがあつて明らかな
限界がありますが、行政警察の面では
これを警察官としたらどうかと考へま
す。何故警察官吏とななければならぬ
のか。もちろん從來の用語は全部さ
ういふふうになつておるが、これには何
か深い根據があるのかどうか。主務大
臣は知事と警察署長といふゆる關係警
察官吏と、おのゝ取締の立場また取
締の權限が違つておられますが、これに
對しては何か基本的なお考へがあつて
なされたのでしょうか、條文をみると
警察官吏に任しておいた方がよいので
はないかといふ點も二、三あるのです
が、さういふ場合には警察署長、こ
ういふ場合には警察官吏、さういふ場合
には知事といふふうな、根本的な考へ
がこの取締の理念としてあるのかどう
か、この點をお聴きしたいと思ひま
す。それから命令といふのは、これは
主務大臣のいわゆる省令になります
か、どうか、この點も一應……

○久山政府委員 命令は主務大臣の、
今で申しますれば内務省令というよう
なことで出したいと考へておられます。
都道府縣知事と警察署長と警察官吏、

さういふふうなそれゝの權限を使い
わけておられますが、これはやは
り現實にその現場で取締に従事して
おりますものは、警察官吏であります
ので、その現場において即時處置を要
する事項については、警察官吏にその
權限を與えておるのであります。それ
から一般的に東京都の區域内における
交通の制限はいくらにするとか、ある
いは運轉についての免許證を與える
とか、さういふ基本的な立法を定める權
限、一般的規則をつくるようなもの
は、すべてこれが府縣知事の權限にな
つておるのであります。

○久山政府委員 命令は主務大臣の、
今で申しますれば内務省令というよう
なことで出したいと考へておられます。
都道府縣知事と警察署長と警察官吏、

的に言います場合に、警察官吏とい
ふに使用しておりますから、ここにそ
ういふ言葉を使つておられます。別にこ
れは警察官といふことにいたしました
も、それはあるいは同じ意味に使い得
るようには解釋すればそれでいいかと
存じます。一應警察官といふ言葉が
司法警察官といふような場合に、警部
補以上のいわゆる從來の判任官の人に
これを適用いたし、巡查及び巡査部長
につきましては、司法警察吏といふ
うに使用しております關係から、警
察官吏といふ言葉によりまして、その
全體を包括した言葉といふふうにはこ
の條文では言葉を含めたわけでありまして、警
察官といふことと同じ意味であります。
大體さういふふうによりて御承願いた
さしていただきます。大體意味を説明して
○佐藤(通)委員 大體意味を説明して
いただきましたがわかりましたが、この
第二十六條の場合に、警察署長の許し
を受ければ道路の使用ができるという
ことになると思ひますが、この場合に
道路管理者との關係であります
が、もし純然たる法律理論からい
くと、後法前法の關係で道路取締法と
いふものももちろん議會を通過して法
律になつた場合には、結局後法は前法
を覆す理窟から、この法律をそのま
ま生かしていくことになりまして、事
前に道路管理者から許可を受けたい
が、それはそのままいいわけであり
ますけれども、今のお話のように道路
管理者の許可を受けた者が、新たに警
察署長の許可を受ける必要はないとい
うお話であつたようでありまして、こ
れを一元的な取締の立場から、むしろ
この法律に統一されて取締られたらど
うなるかと思ふ。

○久山政府委員 交通の安全を保持
するために、道路においてい
ろいろの交通の妨害になるような施設
をやるといふ場合に、交通の平安を維
持する責任をもつておる警察署長の許
可を受けなければならぬといふこと
は、どうしても必要になつてまい
て、道路の管理者は道路の維持管理に
つきまして責任をもつておられます
で、さういふ施設をされて道路を毀
れては困るといふふうな、もつぱら道
路の維持管理補修といふ立場から、ど
うしても管理者の許可は別の法律によ
り、また別の角度から必要になるの
であります。それゝ違つた觀點から
實は許可がどうしても必要になつて
るのでありますけれども、事實現實に
許可を受けます人から申しますと、道
路管理者の許可はどうしても受けな
ければならぬと思つておられて、道
路管理者がよろしいといつたものを、
警察署長の方からさらに許可を改めて
受けまして、交通保安取締上もよろし
いといふふうな二重になる必要はない
のであります。それは内部の連絡に
よつて道路管理者の方の許可を受けら
れることによりまして、その形をどう
いうふうにしますか、同時に兩方の名
前を書いたものを道路管理者の方に

うであります。第一條の「危険防止
及びその他」といふ「その他」は何を意
味するのか、どうも了解に苦しむので
あります。よく法律には具體的事項の
列擧を避けて、その他のといふ字句を
使つておられますが、さういふ含みなら
ば、この際字句の訂正、修正をなさつ
た方がいじやなからうかと思つてお
ります。

一通を書類を出すということによつて、内部の連絡によつて同時に許可の手續をいたしますか、あるいは道路管理者の●の許可の形によつて、現實に行政官廳の連絡でその許可が同時にあるようにいたしますか、いずれにいたしましても、改めて二重に別々に許可を受ける必要がないということだけは、内部の連絡でいたしたいというふうには

考えておるのでありますけれども、法律の建前としては、どうしても別個のものでありますので、こういうふうな別の許可が要するということが建前としてはなるのであります。しかしそれによりまして、現實の工事をいたします者の不便は、今言つたようになくいたしたいと考えております。

それから第一條の「この法律は、道路における危険防止及びその他の交通の安全を圖ることを目的とする。」の交通安全を圖るということも、當時言葉にとらわれて考え過ぎて、こういうふうになつたきらいも多少あるのではありませんが、交通の安全をはかるということと同時に、全然交通そのものを止めてしまふ。従つて交通の安全をはかるのでなくて、危険そのものをなくするといふような立場からも、内容におきまして規定をいたしておる點がありますので、危険の防止、及び危険の防止ではないが、その他の交通の安全をはかる、こういうふうな書きわけでおるのであります。そういうふうな御疑問が起るかとも思いますが、内容をよく見ますと、やはりこういふような言葉において法律の目的を規定しておく必要があるか、かように考へるのであります。

○坂東委員長 二時から國土委員會が

ありますから、この委員會はこれをもつて散會いたします。次會の日程は追つて公報をもつて通知いたします。
午後二時十二分散會